

松江市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

松江市子ども・子育て支援法施行細則（平成 26 年松江市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第 1 号(第 4 条関係) <u>別紙のとおり</u>	様式第 1 号(第 4 条関係) <u>別紙のとおり</u>

子どものための教育・保育給付認定・変更申請書

(あて先) 松江市長

年 月 日

子ども・子育て支援法第20条第1項(第23条第1項)の規定に基づき、次のとおり教育・保育給付に係る認定(の変更の認定)を申請します。

なお、申請子どもの保護者、扶養者及び同居者は、申請に当たって裏面の同意事項にいずれも同意していることを確約します。

Blank box for stamp or signature.

Main application form with sections for applicant, child, recognition type, residence history, and reasons for application.

【申請に当たっての同意事項】

1. 教育・保育給付に関して必要となる市町村民税課税状況、世帯状況及び扶養状況(以下「課税状況等」という。)の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 特定教育・保育施設等に対して、当該特定・教育保育施設等が必要とする個人情報(課税状況等を含む。)を提供します。
※特定教育・保育施設等に対する情報提供は、電子通知システムを使用して行います。
3. 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

★保育を必要とする事由

種別	事由の説明
就 労	1月当たり48時間以上労働することを常態としている。
疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている。
常 時 介 護	同居の親族を常時介護している。 ※被介護者が介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上である場合又は重度障がい(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)又は精神障害者保健福祉手帳1～2級)を有している場合に限る。
常 時 看 護	同居の親族を常時看護している。
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練を受けている。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。
育児休業中の継続利用	育児休業を取得する前から就労により継続して同一の保育所等を利用し、出産後も継続して利用している。 ※出生した子が満2歳になる日が属する月の末日を超えて育児休業を取得する場合は、育児休業中の継続利用は認められません。
そ の 他	事前に 課で事由の該当性を確認してください。

★保育の必要性を証明する書類(添付書類) ※教育・保育給付1号認定を申請する場合は添付不要です。

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類
就 労	就労証明書(所定用紙)
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し(妊娠中の申請時：氏名と出産予定日が記載されているページ/出産後の申請時：出生届出済証明のページ)
疾病・障がい	重度障がい(身体障害者手帳1～3級又は精神障害者保健福祉手帳1・2級)又は知的障がい(療育手帳A・B)の場合は障害者手帳の写し 重度障がい又は知的障がい以外の場合は医師の診断書(所定用紙)
常 時 介 護	介護・看護状況申告書(所定用紙)及び介護保険被保険者証の写し又は障害者手帳の写し
常 時 看 護	介護・看護状況申告書(所定用紙)及び医師の診断書(所定用紙)
災 害 復 旧	罹災証明書
求 職 活 動	求職活動状況報告書(所定用紙)
就 学	在学証明書 ※1月当たり48時間以上の在学時間が記載されていること。
職 業 訓 練	受講証明書 ※1月当たり48時間以上の受講時間が記載されていること。
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し(妊娠中の申請時：氏名と出産予定日が記載されているページ/出産後の申請時：出生届出済証明のページ)
育児休業中の継続利用	就労証明書(所定用紙)
そ の 他	事前に 課で必要な書類を確認してください。

子どものための教育・保育給付認定・変更申請書

(あて先) 松江市長

令和 年 月 日

子ども・子育て支援法第20条第1項(第23条第1項)の規定に基づき、次のとおり教育・保育給付に係る認定(の変更の認定)を申請します。

なお、申請子どもの保護者、扶養者及び同居者は、申請に当たって裏面の同意事項にいずれも同意していることを確約します。

Blank box for stamp or signature.

Main application form with sections for applicant, child, recognition type, residence, and reasons for application.

【申請に当たっての同意事項】

1. 教育・保育給付に関して必要となる市町村民税課税状況、世帯状況及び扶養状況(以下「課税状況等」という。)の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 特定教育・保育施設等に対して、当該特定・教育保育施設等が必要とする個人情報(課税状況等を含む。)を提供します。
※特定教育・保育施設等に対する情報提供は、電子通知システムを使用して行います。
3. 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

★保育を必要とする事由

種別	事由の説明
就 労	1月当たり48時間以上労働することを常態としている。
疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている。
常 時 介 護	同居の親族を常時介護している。 ※被介護者が介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上である場合又は重度障がい(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)又は精神障害者保健福祉手帳1～2級)を有している場合に限る。
常 時 看 護	同居の親族を常時看護している。
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練を受けている。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。
育児休業中の継続利用	育児休業を取得する前から就労により継続して同一の保育所等を利用し、出産後も継続して利用している。 ※出生した子が満2歳になる日が属する月の末日を超えて育児休業を取得する場合は、育児休業中の継続利用は認められません。
そ の 他	事前に 課で事由の該当性を確認してください。

★保育の必要性を証明する書類(添付書類) ※教育・保育給付1号認定を申請する場合は添付不要です。

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類
就 労	就労証明書(所定用紙)
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し(妊娠中の申請時：氏名と出産予定日が記載されているページ／出産後の申請時：出生届出済証明のページ)
疾病・障がい	重度障がい(身体障害者手帳1～3級又は精神障害者保健福祉手帳1・2級)又は知的障がい(療育手帳A・B)の場合は障害者手帳の写し 重度障がい又は知的障がい以外の場合は医師の診断書(所定用紙)
常 時 介 護	介護・看護状況申告書(所定用紙)及び介護保険被保険者証の写し又は障害者手帳の写し
常 時 看 護	介護・看護状況申告書(所定用紙)及び医師の診断書(所定用紙)
災 害 復 旧	罹災証明書
求 職 活 動	求職活動状況報告書(所定用紙)
就 学	在学証明書 ※1月当たり48時間以上の在学時間が記載されていること。
職 業 訓 練	受講証明書 ※1月当たり48時間以上の受講時間が記載されていること。
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し(妊娠中の申請時：氏名と出産予定日が記載されているページ／出産後の申請時：出生届出済証明のページ)
育児休業中の継続利用	就労証明書(所定用紙)
そ の 他	事前に 課で必要な書類を確認してください。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。